

杏林大学外国語学部杏会会則

(名 称)

第1条 本会は、杏林大学外国語学部杏会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都三鷹市下連雀5-4-1 杏林大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、杏林大学の外国語学部教育理想実現のため、大学と会員との連絡を密にして、教育効果の向上に資すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の学園生活をより充実するために必要な支援
- (2) 大学と会員との連絡を緊密にするための活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、杏林大学の外国語学部 に在籍する学生の保護者又はこれに代わる者をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(顧問)

第7条 大学との連携を図るため、外国語学部長を顧問とする。

2 顧問は、会長の求めに応じ本会の運営を補佐し、業務処理責任者となる。

(役員を選出)

第8条 幹事及び監事は、総会において選出する。

2 会長及び副会長は、幹事及び監事の互選によって定める。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 幹事は、役員会の議を経て会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とし重任を妨げない。役員に欠員を生じたときは、会長の推薦により役員会の承認を得て、その残任期間を補充することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務は、井の頭事務部へ委託する。

2 事務処理にあたっては、「杏会会計処理要領」を別に定めるものとする。

(総会及び役員会の招集)

第12条 総会及び役員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

(総会)

第13条 本会の定期総会は、年度当初開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時役員会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第14条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画案及び予算案の審議
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の改廃
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

(役員会の定足数)

第15条 役員会の議決は、特に定めのある場合を除き、出席者(委任状を含む)の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計及び会費等)

第16条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を以ってあてる。

2 会員は、会費年額 20,000 円を春学期の学納金納入時に納入する。

3 退学(除籍を含む)の場合は、原則として会費の返金はしない。

4 兄弟等が在学する同一の保護者に対しては、重ねての会費の徴収は行わない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会長への委任)

第18条 会務運営のため必要な細則は別に定める。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から実施する。ただし、本会則第16条(会計及び会費等)については、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この会則による改正後の第16条の規定は、平成17年4月1日以後の入学生の保護者又はこれに代わる者から適用し、平成16年10月1日以前の入学生の保護者又はこれに代わる者については、なお従前の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。